

令和7年度 墨田区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

墨田区全域

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物)

85246.3トン/年

(日量 281.0トン)

(2) し尿、浄化槽汚泥等

675.7キロリットル/年

(日量 2.37キロリットル)

(3) 動物死体

670頭

(日量 2頭)

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

(1) 基本方針

発生・排出者責任の徹底

参加・協働の促進

普及・啓発の拡充

公平性・透明性と効率性の追求

環境に配慮した3R推進・清掃事業の展開

(2) 施策の方向

区民・事業者・行政の協働の推進

2R(発生抑制・再利用)によるごみ減量の推進

資源化への取組推進

普及啓発と環境学習の推進

安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

別表のとおり

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別表のとおり

6 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針」に定める。

別表 1

(1) ごみ

区分	種別		処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等			
家庭系廃棄物	燃やすごみ (資源物を除く。)		46875.4 ト (日量 151.7 ト)	条例第 2 条第 10 号に規定する資源・ごみ集積所 (以下「資源・ごみ集積所」という。) (約 15,000 か所)	墨田区が原則として週 2 回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、あらかじめ定められた資源・ごみ集積所へそれぞれの収集日時に、規則第 28 条に定める基準に適合した容器又は袋等に収納して排出すること。 また、条例第 60 条に定める保管場所等を設置している集合住宅等にあつては、当該保管場所からあらかじめ定められた資源・ごみ集積所まで持ち出すこと。 ただし、燃やさないごみのうちガスボンベ・スプレー缶を資源・ごみ集積所へ排出する際は、他の燃やさないごみとは別の袋に「ボンベ等危険」と表示をすること。 さらに、蛍光灯等水銀含有物及び陶磁器製食器類については、燃やさないごみの日に、他の燃やさないごみとは別袋で、「蛍光灯」「食器」等と表示をして排出すること。 なお、条例第 47 条第 1 項第 1 号に規定する排出禁止物を排出してはならない。 資源物のうち古紙については、新聞、雑誌 (厚紙・包装紙等を含む。)、段ボール、紙バック (内側がアルミコーティングされているものを除く。) の種類別に			
	燃やさないごみ (燃やさないごみ及び焼却不適ごみをいう。)		1672.1 ト (日量 5.9 ト)		墨田区が原則として月 2 回収集する。		原則として、中間処理した後、埋立処分する。 なお、再生利用可能なごみ (蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器、ガスボンベ・スプレー缶) は、資源物として処分する。		再生利用が可能な資源物として処分する。		
	資源物 (再生利用を目的として分別及び抜出して収集するもので、古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック使用製品、廃棄物、蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器類、布類、金属調理用品、ガスボンベ・スプレー缶、ハブラシ、ボトルキャップ、自転車、羽毛布団をいう。)	古紙	4113.8 ト (日量 13.3 ト)	資源・ごみ集積所 (約 15,000 か所)	墨田区が原則として週 1 回収集する。		墨田区が原則として、燃やさないごみ (月 2 回) から抜き出して収集する。	再生利用が可能な資源物として、処分する。	分けて、ひも等で束ねて排出すること。紙バックは、洗浄し、切り開いた上、乾かしてから排出すること。 資源物のうちびん・缶については、キャップ等を除去し、洗浄した上、びん・缶それぞれの回収用コンテナ等へ排出すること。 資源物のうちペットボトルについては、キャップ及びラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、回収用ネット等へ排出すること。 資源物のうちプラスチック使用製品廃棄物については、プラスチック素材 100% のものを異物を除去した上で排出すること。		
		びん	1898.7 ト (日量 6.1 ト)						乾電池回収事業協力店及び公共施設等 (113 か所)	墨田区が収集する。	小型充電式電池 (二次電池) は、回収拠点にある回収ボックスへ排出すること。
		缶	546.6 ト (日量 1.8 ト)								
		ペットボトル	1265.8 ト (日量 4.1 ト)								
		プラスチック使用製品	2,193.9 ト (日量 7.1 ト)								
		廃棄物	R6.4 ~ 本格実施								
		蛍光灯等水銀含有物	10.6 トン (日量 37.2 和グラム)								
		陶磁器製食器類	0.9 トン (日量 3.2 和グラム)								
ガスボンベ・スプレー缶		37.2 トン (日量 130.5 和グラム)									
乾電池	16.6 ト (日量 53.7 和グラム)	乾電池回収事業協力店及び公共施設等 (113 か所)	墨田区が収集する。								
小型充電式電池	1.1 ト (89.8 和グラム) *ひと月の平均量	区施設 15 か所	墨田区が原則として週 1 回収する。								

	廃食油	4.5 トン (189.5 ㎏/月*) *1 回収の平均量	公共施設及び廃食油 回収事業協力拠点 (29 か所)	墨田区が原則 として月 2 回収 集する。			廃食油は、ペットボトル等の容器で密封した上で、 あらかじめ定められた日時に、回収拠点にある回収 ボックスへ排出すること。
	布類	67.5 トン (2811.3 ㎏/月*) *1 回収の平均量	公共施設	墨田区が収集す る。			布類、金属製調理用品、フードドライブ(常温保存 ができる食品に限る。) は、内容物が確認できる袋等 に収納した上で、あらかじめ定められた場所・日時 に、持参し排出すること。
	金属製調理 用品	2.7 トン (112.2 ㎏/月*) *1 回収の平均量					内容物が確認できる袋等に収納した上で、回収拠点 窓口を持参し排出すること。
	フード ドライブ (イベント)	1.1 トン (45.4 ㎏/月*) *1 回収の平均量					
	フード ドライブ (常設)	2.2 トン (日量 7.0 ㎏/月)	区施設 9 か所及びフー ドドライブ回収事業協 力拠点 (24 か所)	墨田区が収集す る。			
	小型家電製 品	3.6 トン (299.0 ㎏/月*) *ひと月の平均量	区施設 15 か所	墨田区が原則 として週 1 回収 集する。	再生利用が可 能な資源物とし て、売却等により 処分する。	小型家電製品(区が指定した 1 2 品目) は、区が設 置した回収ボックスへ排出すること。	
	使用済みハ ブラシ	0.1 トン (12.0 ㎏/月*) *ひと月の平均量	公共施設及びハブラシ 回収事業協力拠点 (76 か所)	墨田区が原則と して月 1 回収集 する。	再生利用が可 能な資源物とし て、処分する。	区が設置した回収ボックスへ排出すること。	
	ボトルキャ ップ	1.7 トン (145.0 ㎏/月*) *ひと月の平均量	区施設 3 か所	墨田区が原則と して週 1 回収集 する。	再生利用が可 能な資源物とし て、処分する。	区が設置した回収ボックスへ排出すること。	
	自転車	13.3 トン (2223.6 ㎏/月*) *1 回収の平均量	すみだ清掃事務所	墨田区が収集す る。	再利用が可能 な資源物として、 処分する。	あらかじめ定められた場所・日時に、持参し排出す ること。	
	羽毛布団	0.7 トン (112.3 ㎏/月*) *1 回収の平均量	すみだ清掃事務所	墨田区が収集す る。	再生利用が可 能な資源物とし て、売却等により 処分する。	あらかじめ定められた場所・日時に、持参し排出す ること。	
粗大ごみ		2815.0 トン (日量 7.8 トン)	戸別収集	区民の申告に 基づき墨田区が 原則として順次 収集する。		原則として、あらかじめ定めた日に収集するので、 粗大ごみ受付センター (03-6417-0074) に申告し、 条例第 45 条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼 付して排出すること。 なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル (PCB) は、除去すること。また、条例第 47 条第 1 項に規定する排出禁止物を排出してはならない。	
転居廃棄物 (粗大ごみの形状で転居する者が 引越荷物運送業者に処理を委任し た廃棄物)		0.0 トン (日量 0.0 ㎏/月)	引越荷物運送業者が管 理する倉庫	一般廃棄物収 集運搬業の許可 を受けた者が収 集する。		原則は、粗大ごみ受付センターに申告して排出す るが、やむを得ない事情により、引越荷物運送業者 に引渡す場合は、処理に関して必要事項を記入した 委任状を渡すこと。	

事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（注１）	燃やすごみ （資源物を除く。）		22,527.6 ト （日量 72.9 ト）	事業者が自らの責任で行うもののほかは、墨田区が原則として週 2 回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、墨田区が原則として月 2 回収集する。	事業者が自らの責任で処分するもののは、原則として中間処理した後、埋立処分する。	事業活動から生じる事業系ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第 10 条に規定するように、事業者による自己処理が原則である。	
	燃やさないごみ （燃やさないごみ及び焼却不適ごみをいう。）		589.9 ト （日量 2.1 ト）				また、墨田区は家庭系廃棄物を処理する義務を負うものであり、家庭系廃棄物の処理に影響を及ぼさない場合に限り、事業系ごみを有料で収集する。 （注 2） 墨田区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、条例第 46 条の規定により、有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。	
	資源物 （再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、びん、缶及びペットボトル、蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器類、ガスボンベ・スプレー缶をいう。）	古紙 びん 缶 ペットボトル	583.6 ト （日量 1.9 ト）				事業者が自らの責任で行うもののほかは、墨田区が収集する場合は、再生利用が可能な資源物として、売却等により処分する。	なお、排出に当たって事業者は、条例第 51 条又は第 60 条に定める保管場所又はあらかじめ定められた資源・ごみ集積所まで、持ち出すなど墨田区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみに分別するなど墨田区の指示によること。また、東京都又は一般廃棄物処分業者の施設を利用して処分する場合は、東京都又は一般廃棄物処分業者の指示に従うこと。なお、事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、一般廃棄物処分業者の施設を利用して処分を行う予定の施設は別表 2 のとおり。 条例第 47 条第 1 項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲の産業廃棄物については、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて墨田区が収集する。 資源物のうち古紙については、新聞、雑誌（厚紙・包装紙等を含む。）段ボール、紙バック（内側がアルミコーティングされているものは除く。）の種類別に分けて、ひも等で束ねて排出すること。なお、紙バックは洗浄し、切り開いた上、乾かしてから排出すること。 資源物のうちびん・缶については、キャップ等を除去し、洗浄した上、びん、缶の種類別に分けて、規則第 28 条に定める基準に適合した容器又は袋等に収納して排出すること。 資源物のうちペットボトルについては、キャップ及びラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、規則第 28 条に定める基準に適合した容器または袋等に収納して排出すること。
		蛍光灯等水銀含有物 陶磁器製食器類 ガスボンベ・スプレー缶						事業者が自らの責任で行うもののほかは、墨田区が原則として、燃やさないごみ（月 2 回）から抜き出して収集する。

								さらに、蛍光灯等水銀含有物及び陶磁器製食器類、ガスボンベ・スプレー缶については、燃やさないごみの日に、他の燃やさないごみとは別袋で、「蛍光灯」「食器」「ボンベ等危険」等と表示をして排出すること。
--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注1) 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるものをいう。

(注2) 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成11年墨田区条例第38号)第43条第2項に規定する「家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるとき」とは、その排出量が燃やすごみ、燃やさないごみ及び各資源物においてそれぞれ45リットルの袋で5袋までとする。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥を除く。)	2.4 ㎡リットル (0.20 ㎡リットル*) *ひと月の平均量	区内全域	墨田区が原則として月1回収集する(葛飾区に委託)。	吸い上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道放流により処分する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿	440.1 ㎡リットル (日量 1.42 ㎡リットル)	区内全域	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	原則として一般廃棄物処分事業者が処分する。	
浄化槽汚泥、ディスポージャー汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥	233.2 ㎡リットル (日量 0.76 ㎡リットル)	区内全域			一般廃棄物処分事業者が処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	670 頭 (日量 2 頭)	区内全域	占有者又は管理者自らの責任で行うものほかは、申告により墨田区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、火葬により処分する。	1 墨田区に収集を依頼する場合は、規則第31条に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう墨田区の指示によること。

(4) 区が収集しない一般廃棄物

区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ、石油類(ガソリン、灯油等)、塗料、薬品類、印刷インク、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。
危険性のある物		在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらい、当該医療機関、薬局等が適正に処理すること。
引火性のある物		ペット等のふん尿については、自家処理をし、または土等を除去して便所に流すこと。
著しく悪臭を発する物		
特別管理一般廃棄物に指定	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれる PCB(ポリ	許可業者に委託して処理する。

されている物	塩化ビフェニル)を使用する部品、ごみ焼却施設から出されるばいじん、医療機関等から出される感染性廃棄物等	
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じる物	タイヤ、二輪車、ピアノ、FRP 船等、消火器、金庫等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。二輪車はリサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP 船は、FRP 船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。
特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条 4 項に規定する特定家庭用機器	エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機エレクトロルミネセンス式の物。）電気冷蔵庫、（電気冷凍庫を含む。）電気洗濯機（衣類乾燥機を含む。）	当該製品を購入した小売店、または買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取りを依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定取引場所へ搬入するか、または家電リサイクル受付センター（千代田区鍛冶町 2 - 2 - 2）へ申し込み、リサイクル料金および収集、運搬を依頼した場合には収集、運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づく物	パソコン（ブラウン管式又は液晶式の表示装置を含む。）	排出する製品の製造事業者等に申込みをし、指示された方法により、リサイクル料金等を負担し、引渡すこと。

令和7年度 墨田区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

墨田区全域

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物)

85246.3トン/年

(日量 281.0トン)

(2) し尿、浄化槽汚泥等

675.7キロリットル/年

(日量 2.37キロリットル)

(3) 動物死体

670頭

(日量 2頭)

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

(1) 基本方針

発生・排出者責任の徹底

参加・協働の促進

普及・啓発の拡充

公平性・透明性と効率性の追求

環境に配慮した3R推進・清掃事業の展開

(2) 施策の方向

区民・事業者・行政の協働の推進

2R(発生抑制・再利用)によるごみ減量の推進

資源化への取組推進

普及啓発と環境学習の推進

安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

別表のとおり

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別表のとおり

6 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針」に定める。